

令和3年3月18日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

航路問題特別委員長 中川 直美

航路問題特別委員会中間報告書

本委員会に付託された事件について、会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は当初、新潟一両津航路のジェットフォイル「ぎんが」の代替船建造における約7億円の行政負担を中心とした「佐渡航路の維持に関する事」を付議事件として、令和2年第5回（6月）定例会に設置されたものである。

令和2年7月7日に突如、直江津－小木航路において就航5年しか経過していない高速カーフェリー「あかね」売却を中心とする佐渡汽船株式会社の経営改善策が公表された。さらに、コロナ禍による輸送量の減少も影響して債務超過という重大問題が発生し、同年10月には佐渡汽船株式会社が行政に対して支援を求めてきた。このことから、予定されていたジェットフォイル「ぎんが」の代替船建造は保留となり、事業者の債務超過に対する行政支援の在り方が議論の中心となった。

令和3年第1回（1月）臨時議会では、佐渡汽船株式会社が債務超過の解消を目的に発行する第三者割当増資の新株を取得するための補正予算3億5千798万2千円を可決し、2月10日には佐渡市と佐渡汽船株式会社の間で今後の関係の在り方に対しての合意書を取り交わしている。これらの点を中心に本委員会として、中間報告を行うものである。

記

- 1 今回の行政支援は、高速カーフェリー「あかね」の売却を容認すると同時に、カーフェリーについて直江津－小木航路へ早期に導入することにより3隻体制を確保することを求めた令和2年（2020年）10月23日の4者トップ会談の合意事項及び佐渡汽船株式会社が示した債務超過からの脱却を目指す経営改善策の確実な遂行を前提に、上場企業である佐渡汽船株式会社の第三者割当増資による株式を取得したものである。そのことを前提に取り交わした合意書に対して、誠実に取り組む姿勢を佐渡汽船株式会社に強く求める。

特に、合意書の合意事項にある「定期的な協議の場を設ける」及び「経営改善に関する情報開示」については、佐渡汽船株式会社が積極的に行うべきである。

- 2 佐渡汽船株式会社は、2020年12月25日付けの「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」において、「佐渡市が本第三者割当増資の割当先となることで（中略）新規事業の可能性が広がり、新潟県及び佐渡島への観光客誘致がより可能となる等、同地域の更なる発展に資する」などを記載しており、佐渡市と一体になった佐渡全体の振興につながることを強調している。この視点からも本土と佐渡をつなぐ唯一の公共交通機関として、その役割を果たすべきである。

3 平成 23 年、佐渡航路の在り方を協議する場として新潟県を中心とする対岸市を含めた「佐渡航路確保維持改善協議会」が設立され、今日までに 37 回開催されてきたが、設置要綱に記載されている目的や所掌事項のとおり機能していない。特に、新潟県と航路についての共通認識を持つ上でも極めて重要な協議会であることから、要綱の主旨に沿って協議会が機能するように佐渡市が新潟県へ働きかけることを求める。また、情報公開の点でも十分に機能させるように佐渡市が新潟県に働きかけるべきである。

佐渡航路に関する意思決定の場がどこにあるのかが明確になっていないと思料することから、どの場が最終決定になるのかを明確にすることを望む。

また、離島航路の維持は都道府県の責務となっていることから、新潟県がリーダーシップを発揮して積極的な対策に取り組むべきである。

なお、佐渡市としては新潟県及び対岸市と連携することを「地域公共交通網形成計画」に盛り込むよう検討すべきである。

4 佐渡市は、今回の佐渡汽船株式会社に対する出資により、持ち株比率がこれまでの 1.27%（2020 年 6 月 30 日現在）から 10.53%（2021 年 2 月 10 日現在）となり、新潟県に次ぐ大株主となった。2 月 26 日には、伊貝秀一副市長が取締役に就任するなどの異動がジャスダックから発表された。また、3 月 1 日には部長級営業職の外部人材を公募していることから、経営の立て直しを図るために一定程度の対策が講じられているが、十分であるとは言い難い。佐渡市は、総合政策監を中心とした経営状況の監視体制を強化するなど、これまで以上に積極的な関与を強めるべきである。

5 カーフェリー 3 隻体制の整備やジェットフォイル「ぎんが」の代替船建造が差し迫っている中、令和 4 年（2022 年）にはカーフェリー「おけさ丸」の代替船建造を計画している。しかも、カーフェリー「おけさ丸」代替船の建造費は自己調達する方針と聞き及んでいるが、昨今のコロナ禍の状況を含め、経営が改善する見通しが立たないことには、事業の遂行は不可能である。佐渡市は、この課題にも積極的に関与するとともに、国や新潟県に対して、離島の公共交通に対する責任を果たすよう積極的に働きかけるべきである。

6 平成 18 年、佐渡汽船株式会社が債務超過に陥っており、その際には新潟県が大株主として検証等を行っている。当時の債務超過とは比較にならない程の大きな金額の債務超過であることから、今回の債務超過に至った責任及び検証も平成 18 年当時と同様に新潟県が行うべきであり、佐渡市からも強く働きかけるべきである。

○ 資料編

- ① 本委員会の開催状況
- ② 主な出来事
- ③ 経営改善の進捗状況
令和2年11月16日開示の当期業績予想修正に基づくブリッジ（純資産ブリッジ）
- ④ 佐渡汽船株式会社に対する佐渡市の行政支援に係る合意書
- ⑤ 債務超過時の行政支援の負担割合
- ⑥ 佐渡航路維持改善協議会等の過去の開催状況
- ⑦ これまでの佐渡市議会の中間報告、議会決議、臨時議会での補正予算に対する意見
- ⑧ （佐渡市）佐渡汽船株式会社の経営改善に伴う小木直江津航路における就航船舶の変更について（検証結果）
- ⑨ 佐渡汽船株式会社2020年12月期決算短信（連結）
- ⑩ 佐渡汽船株式会社の持ち株比率の状況（今回の行政支援の前後）